

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月31日
【会社名】	日揮株式会社
【英訳名】	JGC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 竹内 敬介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町2丁目2番1号
【電話番号】	東京03（3279）5441（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 佐藤 雅之
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号（横浜本社）
【電話番号】	横浜045（682）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 佐藤 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成23年1月31日

(2) 当該事象の内容

当社は、ナイジェリア・ボニー島におけるLNGプラントプロジェクト（以下「本プロジェクト」）の受注、遂行を目的として、1995年に米国ケロッグ社（現KBR社）、仏テクニップ社およびイスナムプロジェティー社からなるコンソーシアム（以下「TSKJ」）に参画しました。同年TSKJは顧客であるナイジェリアLNG社より本プロジェクトの第一期工事（第1系列および第2系列）を受注し、その後2004年までに3件の追加契約（第3系列～第6系列）を受注しました。

本プロジェクトの受注に絡み、ナイジェリア政府関係者への贈賄行為があったのではないかとの疑惑に関し、2002年に仏司法当局の調査が開始され、2004年には米国司法省ならびに証券取引委員会が米国連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）違反の疑いに関して調査に着手しました。

かかる調査の結果として、2009年にKBR社と米当局との間で本件に関する和解が成立し、2010年にはテクニップ社およびスナムプロジェティー社が米当局と和解しております。

当社におきましても、本件に関し米国司法省と協議を続けてまいりましたが、平成23年1月31日開催の取締役会において、同省と和解する方向で本件の解決を図ることと致しました。これを受け、今後発生すると予想される和解金を引当処理し特別損失として計上する予定です。

なお、本プロジェクトに関し、米国司法省とは別に、KBR社およびスナムプロジェティー社はそれぞれナイジェリア政府と和解したことを公表しておりますが、当社においても2011年1月にナイジェリア政府と和解が成立し、「和解費用」として23億円を特別損失として計上する予定です。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

1) 個別決算

米国司法省との和解金を平成23年3月期第3四半期（平成22年10月1日～平成22年12月31日）において、「和解費用引当金繰入額」として178億円の特別損失を計上する予定です。

2) 連結決算

同上

以 上